明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○国立大学法人法の一部を改正する法律（三八）　六
○漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律（三九）　七
○原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律（四〇）　一五
○株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（四一）　三三
○海上交通安全法等の一部を改正する法律（四二）　三六
○特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法（四三）　三
〔政　令〕
○防衛省組織令等の一部を改正する政令（二一九）　三三
○国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令（二二〇）　三三
○漁船損害等補償法施行令及び漁業災害補償法施行令の一部を改正する政令（二二一）　三四
○株式会社国際協力銀行法施行令の一部を改正する政令（二二二）　三四
〔省　令〕
○株式会社国際協力銀行法施行規則の一部を改正する省令（財務四九）　三五
○漁船損害等補償法施行規則の一部を改正する省令（農林水産三七）　三六
○地方総監部組織規則の一部を改正する省令（防衛一三）　三六
〔告　示〕
○株式会社国際協力銀行法第三十六条第三号の規定に基づき財務大臣の指定する金融機関を定める件（財務一五九）　三六
○株式会社国際協力銀行の社債の発行及び外国通貨長期借入金の借入れに係る基本方針の提出日を定める件（同一六〇）　三六
○漁船損害等補償法施行令第三条の農林水産大臣が定める率を定める件（農林水産一二二八）　三六
〔人事異動〕
総務省　三六
〔公　告〕
諸事項
裁判所　四二
破産、免責、再生関係
特殊法人等　四三
日本放送協会企画競争に関する公示、西日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、特定計量器型式承認、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、日本弁護士連合会懲戒の処分関係
地方公共団体　六三
無縁墳墓等改葬関係
会社その他　六六
会社決算公告

本号で公布された法令のあらまし

◇国立大学法人法の一部を改正する法律（法律第三八号）（文部科学省）

1　指定国立大学法人制度の創設

(一)　文部科学大臣は、世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれる国立大学法人を、その申請により、指定国立大学法人として指定することができるものとし、当該指定をしようとするときは、あらかじめ、国立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）の意見を聴かなければならないものとするとともに、当該指定をしたときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならないものとした。（第三四条の四関係）

(二)　指定国立大学法人は、当該指定国立大学法人における研究の成果を活用する事業であって政令で定めるものを実施する者に対し、文部科学大臣の認可を受けて、出資を行うことができるものとした。（第三四条の五関係）

(三)　文部科学大臣は、指定国立大学法人の中期目標を定め、又はこれを変更するに当たっては、世界最高水準の教育研究活動を行う外国の大学の業務運営の状況を踏まえなければならないものとした。（第三四条の六関係）

(四)　指定国立大学法人は、2の(二)の認定を受けることなく2の(二)に規定する運用を行うことができるものとした。（第三四条の七関係）

(五)　指定国立大学法人の役職員の報酬、給与等の支給の基準に関する特例を設けるため、所要の読替えを定めるとともに、指定国立大学法人の専ら教育研究に従事する職員の給与その他の処遇については、当該職員が行う教育研究の内容及び成果についての国際的評価を勘案して行うものとした。（第三四条の八関係）

(六)　文部科学大臣は、大学の運営に関して高い識見を有する外国人を評価委員会の委員に任命することができるものとするとともに、外国人である評価委員会の委員は、評価委員会の会務を総理し、評価委員会を代表する者と